

日助発 第 131 号
2019 年 6 月 25 日

衆議院議員
木村やよい殿

公益社団法人日本助産師会
会 長 島田 真理



要 望 書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次代を担う子供たちを安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援および女性の健康支援に対する活動を行っております。

オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しについて以下の事項を要望いたします。

要 望 事 項

1. オンライン診療の適切な実施に関する指針（新）案において、助産師の名称を明記され、助産師の活用を促進されたい。

【要 望 理 由】

1. オンライン診療の適切な実施に関する指針（新）において、助産師の名称を明記され、助産師の活用を促進されたい。

現在、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会」において、オンライン診療で緊急避妊薬の処方を行う場合の要件について検討されている。その中で、「医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行うこと」さらに、「緊急避妊薬の処方を希望した女性が性被害を受けた可能性がある場合は、十分に女性の心理面や社会的状況にかんがみながら、警察への相談を促すこと、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を紹介すること等により、適切な支援につなげること」とされている。

緊急避妊薬を必要とする女性への対応については、上記のように女性の心理面やその背景について十分な配慮とアセスメントが必要であり、単に処方や服薬指導ならびに避妊法の説明に留まるものではない。また、女性とのファーストコンタクトの機会は、その後に必要な支援を提供するための重要な起点となる。

助産師は、妊娠、避妊、性に関する十分な知識を持ち、女性に寄り添い、相談、助言、支援ができる専門職である。したがって、現在、見直しが検討されている内容「確実な避妊法の説明」「内服した女性の三週間後のフォローアップ」に関わる専門職として助産師を活用されたい。また、現在の指針において、「医師が看護師又は准看護師（以下「看護師等」という）に対して診療の補助行為を指示する場合は」、「医師と薬剤師はより確実な避妊法について適切に説明を行うこと」と表記されているが、助産師の活用が促進されるよう「助産師」の名称を指針に明記いただきたい。

その上で、オンライン診療の適切な実施において、助産師の活用が図れるよう、助言、相談、支援における助産師を含んだシステムの構築を検討いただきたい。

以 上